

# 「苦小牧市子どもを虐待から守る条例」を制定しました

(令和3年1月1日施行)

次世代を担う子どもたちを社会全体で守り、安全と健やかな成長が守られる社会を形成するためには、行政、市民および関係機関などが果たすべき役割を明確にし、市全体の意識醸成を図るとともに虐待防止の取り組みを一層推進していくことが重要です。

この条例を指標とし、児童虐待防止に向けたさまざまな取り組みを実施することで、児童虐待のないまちを目指します。

## 「苦小牧市子どもを虐待から守る条例」 (概要版)

### 【目的】

市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに子どもを虐待から守るための施策を推進し、もって子どもの権利利益の擁護、安全の確保、心身の健やかな成長が図られる社会の実現に寄与すること。

### 【基本理念】

- ・虐待は子どもの成長や人格形成に影響を与える著しい人権侵害であるとともに子どもを死に至らしめるおそれがあり、何人もこれを行ってはならない。
- ・虐待の予防、早期発見、早期対応に努め、子どもの安全の確保を最優先とすること。
- ・虐待のないまちづくりを推進し、子どもの健やかな成長が守られる社会の実現を目指すこと。

### 【市の責務】

虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な支援と、これらにつながる子ども家庭総合支援拠点をはじめとした体制整備及び広報啓発を実施すること。

### 【保護者の責務】

虐待を決して行ってはならず、子どもの心身の健やかな成長を図ること。

### 【市民等の責務】

子ども及び子育て家庭を見守り、地域社会から孤立させないよう努めること。

### 【関係機関等の責務】

市の施策への協力及び相互連携を図るとともに見守り体制の整備に努めること。

### 【虐待の予防及び早期発見】

子育て支援に関する施策を充実させ、個々の子どもや保護者、妊婦等、家庭の状況に応じて関係機関等と連携し、必要な支援を行うこと。

### 【通告に係る対応等】

迅速な調査と安全確認の実施をするとともに、虐待のおそれがない場合であっても個々の家庭の状況に応じた支援を行うこと。

### 【虐待を行った保護者に対する指導及び支援】

虐待を受けた子どもとの良好な関係構築及び再発防止に必要な指導又は支援を行うこと。

### 【虐待を受けた子どもの家庭への復帰及び自立に係る支援】

虐待により児童養護施設等に入所等していた子どもの家庭生活及び自立の支援を行うこと。

### 【子どもの虐待に関する知識の普及等】

関係機関等と連携し、子どもへの知識普及を図ること。

### 【児童虐待防止推進月間】

市民に関心と理解を深めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間に定めること。

### 【通告の状況等の公表】

通告等の状況及び関係する施策の実施状況の公表を行うこと。

苦小牧市子どもを虐待から守る条例の全文や制定経過は  
ホームページで公開しています。

